

京丹後市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を 図るための方針

令和6年度方針

令和6年7月1日

第1 目的

障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害者雇用を推進するための仕組みを整えるとともに、障害者就労施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）の需要の増進を図ることが重要である。

このため、本市においては、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、障害者就労施設等が供給する物品等の調達を一層推進する。

第2 適用範囲

本方針の適用範囲は、京丹後市の各部署が障害者就労施設等に発注する物品等の調達とする。

第3 障害者就労施設等の範囲

本方針の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

ア 障害者支援施設

イ 地域活動支援センター

ウ 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）

エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

オ アからエの障害者就労施設等を利用する障害者の自立と社会参加を促進するため、もっぱら当該施設利用者が製作した製品等の販売促進を行い、工賃向上を目的とした販売所

カ 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）

キ 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）

ク 自宅等において物品の調達、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）

ケ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

コ 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する、障害者支援施設に準ずる者として総務省令で定めることにより市長の認定を受けた者

第4 物品等の調達目標

予算の適正な執行、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うために、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進に努める。

各年度の目標は、別に定める。

第5 調達を推進する物品及び役務

調達を推進する物品等は次のとおりとするが、記載のない物品等の調達も検討し、できる限り幅広い分野から調達するよう努める。

(1) 物品

- ・食品類（弁当、食品加工品（豆腐、こんにゃく、漬物、惣菜）、パン、洋菓子、和菓子など）
- ・日用品・雑貨類（工芸品、縫製品など）
- ・農作物類（野菜、花、米、茶等）
- ・印刷物類（名刺等）
- ・その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ・軽作業（袋詰め、封入、包装、発送等）
- ・清掃・除草
- ・その他障害者就労施設等が提供可能な役務

第6 物品等の調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等から提供可能な物品等及び適用部署が希望する物品購入、役務提供等についての情報を収集し、これらの情報をもとに適用部署に対し障害者就労施設等への優先調達を依頼する。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び京丹後市契約規則第41条第2項に基づき、随意契約も活用する。

第7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直したときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、年度終了後、物品等の調達の実績を取りまとめ、その概要を市ホームページ等により公表する。

第8 その他

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。
- (2) 当該調達方針の担当窓口は、障害者福祉課とする。

■令和6年度目標額を次のとおり定める。

京丹後市による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達目標

(単位：千円)

	令和6年度調達目標額
物 品	2, 1 6 3
役 務	0
計	2, 1 6 3

※ 物品は、前年度実績額の7.9%増の額を目標とする。

■令和5年度の実績を次のとおり報告する。

(単位：千円)

	令和5年度調達目標額	令和5年度調達実績額
物 品	1, 9 7 7	2, 0 0 3
役 務	0	0
計	1, 9 7 7	2, 0 0 3